

平成 29 年度 土木工事積算要領及び資料の新旧対照表（平成 30 年 1 月単価使用設計書より適用）

平成 29 年 10 月基準（現行）	平成 29 年 10 月基準（改定）	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 4 章 積算単価</p> <p>① 土木工事適用単価策定要領</p> <p>1 目的 この要領は、札幌市が施工する請負工事の設計単価策定について必要な事項を定め、単価の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>2 用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単価作成等 単価策定：設計単価を定める作業をいう。 単価改訂：設計単価を変更することをいう。 ○ 単価種類等 設計価格：入札予定金額を算定するための資材等の単価をいう。 特定価格：下記によるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 国土交通省から通知される単価（労務賃金等） 2) 公共料金及びこれに準じる料金等 現場着価：荷渡し場所が現場で荷卸費まで含んだ価格をいう。 現場車上渡し単価：荷渡し場所が現場で荷卸費を含まない価格をいう。 工場(店頭)渡し価格：工場（店頭）の積み渡しの価格をいう。 公表価格：メーカーの希望価格をいう。（定価、カタログ価格、見積価格を含む） 実勢価格：当該資材が市場において取り引きされる価格をいう。 査定単価：各社毎に公表単価に査定率を乗じた価格をいう。 査 定 率：実績価格と公表価格の比率「$\frac{\text{実績価格}}{\text{公表価格}}$」をいう。 なお、物価資料では掛率という。 特殊施工単価：労務費・機械経費と材料費で構成される施工単位当りの価格をいう。（＝本市単価表の市場単価） ○ 資料、調査 物価資料：<u>建設物価（月刊）、ニュース速報（旬刊）及び土木コスト情報（季刊）積算資料（月刊）、物価版（週報）及び土木施工単価（季刊）</u> 調査機関：外部の調査機関 特別実勢価格調査：市場の実勢取引価格を調査機関に委託し調査することをいう。 一般実績価格調査：建設業者の購入実績に基づく調査。 	<p style="text-align: center;">第 1 4 章 積算単価</p> <p>① 土木工事適用単価策定要領</p> <p>1 目的 この要領は、札幌市が施工する請負工事の設計単価策定について必要な事項を定め、単価の算定を適正にすることを目的とする。</p> <p>2 用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単価作成等 単価策定：設計単価を定める作業をいう。 単価改訂：設計単価を変更することをいう。 ○ 単価種類等 設計価格：入札予定金額を算定するための資材等の単価をいう。 特定価格：下記によるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 国土交通省から通知される単価（労務賃金等） 2) 公共料金及びこれに準じる料金等 現場着価：荷渡し場所が現場で荷卸費まで含んだ価格をいう。 現場車上渡し単価：荷渡し場所が現場で荷卸費を含まない価格をいう。 工場(店頭)渡し価格：工場（店頭）の積み渡しの価格をいう。 公表価格：メーカーの希望価格をいう。（定価、カタログ価格、見積価格を含む） 実勢価格：当該資材が市場において取り引きされる価格をいう。 査定単価：各社毎に公表単価に査定率を乗じた価格をいう。 査 定 率：実績価格と公表価格の比率「$\frac{\text{実績価格}}{\text{公表価格}}$」をいう。 なお、物価資料では掛率という。 特殊施工単価：労務費・機械経費と材料費で構成される施工単位当りの価格をいう。（＝本市単価表の市場単価） ○ 資料、調査 物価資料：<u>建設物価（月刊）、土木コスト情報（季刊）（発行：一財）建設物価調査会）及び積算資料（月刊）、土木施工単価（季刊）（発行：一財）経済調査会）</u> 調査機関：外部の調査機関 特別実勢価格調査：市場の実勢取引価格を調査機関に委託し調査することをいう。 一般実績価格調査：建設業者の購入実績に基づく調査。 	<p style="text-align: center;">記述変更</p>

平成 29 年度 土木工事積算要領及び資料の新旧対照表（平成 30 年 1 月単価使用設計書より適用）

平成 29 年 10 月基準（現行）	平成 29 年 10 月基準（改定）	備 考
<p>（中略）</p> <p>4 単価策定の方法 単価策定については、原則として次の(1)～(3)による順位で採用する。手順は図－1による。 なお、施工単価（歩掛）の策定には適用しない。</p> <p>(1) 物価資料により策定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 物価資料により単価策定する場合は、設計時直近の物価資料による。 2) 両財団の資料を確認し、同じ条件であれば各々の資料の価格の平均値を採用するものとするが、1 調査機関のみに記載されている場合にはその価格を採用する。 3) 物価資料に公表価格（メーカー希望価格）と実勢掛率があるものは、公表価格×実勢掛率＝実勢価格とし、二つの物価資料の平均値を設計価格とすることが出来る。 4) 物価資料に公表価格があっても実勢掛率がないものについては、直接、設計単価として採用することは出来ないため、掛率(=査定率)の算出のため下記(3)に準じ見積りを徴収する。 5) 取引数量は大口扱いを標準とする。ただしこれによりがたい場合は小口扱いとする。 6) 物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均して単価を決定する場合は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が 3 桁未満のときは、決定額の有効桁は 3 桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 <p><例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価 33,500 円（有効桁 3 桁） 積算資料 34,000 円（有効桁 2 桁） 平均額 33,750 円 決定額 33,700 円（有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）</p> <p><例> 2) 入力単価の有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合 建設物価 560 円（有効桁 2 桁） 積算資料 570 円（有効桁 2 桁） 平均額 565 円 決定額 565 円（最小有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）</p> <p>(2) 特別実勢価格調査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 物価資料等に掲載されていない資材については、調査機関に特別実勢価格調査を委託して定めることを原則とする。 2) 調査結果の単価は、特別な事情がない限り、調査価格を設計単価として採用する。 <p>(3) 見積りによる策定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 見積り依頼に先立ち、需要者(建設工事業者等)と当該(実取引のない場合は類似)品目の過去 2 年度以内に実取引のある会社より、3 社以上(1 工事の当該品目の直接工事費使用価格が 1,000 万円を超える高額のものについては 5 社以上が望ましい)について取引実績量を聞き取り等により調査する。(様式－1)へ記載。 2) 個々の資材によって流通特性があることから、メーカーから直接又は流通業者（商社、問屋、特約店等）から建設工事業者、資材加工業者への販売経路状況を把握すること。 見積対象会社は同一段階(下図――①、②または③)でかつメーカー又は直近の会社とするが、 	<p>（中略）</p> <p>4 単価策定の方法 単価策定については、原則として次の(1)～(3)による順位で採用する。手順は図－1による。 なお、施工単価（歩掛）の策定には適用しない。</p> <p>(1) 物価資料により策定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 物価資料により単価策定する場合は、設計時直近の物価資料による。 2) 両財団の資料を確認し、同じ条件であれば各々の資料の価格の平均値を採用するものとするが、1 調査機関のみに記載されている場合にはその価格を採用する。 3) 物価資料に公表価格（メーカー希望価格）と実勢掛率があるものは、公表価格×実勢掛率＝実勢価格とし、二つの物価資料の平均値を設計価格とすることが出来る。 4) 物価資料に公表価格があっても実勢掛率がないものについては、直接、設計単価として採用することは出来ないため、掛率(=査定率)の算出のため下記(3)に準じ見積りを徴収する。 5) 取引数量は大口扱いを標準とする。ただしこれによりがたい場合は小口扱いとする。 6) 物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均して単価を決定する場合は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が 3 桁未満のときは、決定額の有効桁は 3 桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 <p><例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価 33,500 円（有効桁 3 桁） 積算資料 34,000 円（有効桁 2 桁） 平均額 33,750 円 決定額 33,700 円（有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）</p> <p><例> 2) 入力単価の有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合 建設物価 560 円（有効桁 2 桁） 積算資料 570 円（有効桁 2 桁） 平均額 565 円 決定額 565 円（最小有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）</p> <p><u>7) 土木工事標準単価の策定については、同工種区分が「土木コスト情報」、「土木施工単価」の両資料に掲載されている場合は、その平均価格(小数点第 1 位四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価を活用する。</u></p> <p>(2) 特別実勢価格調査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 物価資料等に掲載されていない資材については、調査機関に特別実勢価格調査を委託して定めることを原則とする。 2) 調査結果の単価は、特別な事情がない限り、調査価格を設計単価として採用する。 <p>(3) 見積りによる策定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 見積り依頼に先立ち、需要者(建設工事業者等)と当該(実取引のない場合は類似)品目の過去 2 年度以内に実取引のある会社より、3 社以上(1 工事の当該品目の直接工事費使用価格が 1,000 万円を超える高額のものについては 5 社以上が望ましい)について取引実績量を聞き取り等により調査する。(様式－1)へ記載。 	<p>土木工事標準単価への移行に伴う追記</p>

平成 29 年度 土木工事積算要領及び資料の新旧対照表（平成 30 年 1 月単価使用設計書より適用）

平成 29 年 10 月基準（現行）	平成 29 年 10 月基準（改定）	備 考																																																																
<p style="text-align: center;">1 1 舗装工</p> <p>（中略）</p> <p>② 区画線の積算</p> <p>1) 区画線の使用区分について <u>区画線の交通量による使用区分は次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="163 636 1270 1119"> <thead> <tr> <th>交通区分 区画線種別</th> <th>3,000 台/日以上</th> <th>3,000 台/日未満</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央線 車線境界線</td> <td>加熱式</td> <td>常温式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外側線</td> <td>常温式</td> <td>常温式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央分離帯</td> <td>加熱式</td> <td>常温式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央分離帯 (ハッチ)</td> <td>常温式</td> <td>常温式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断歩道 ゼブラ・停止線</td> <td>熔融式（手動）</td> <td>熔融式（手動）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断歩道枠</td> <td>熔融式（手動）</td> <td>熔融式（手動）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路面標示</td> <td>熔融式（手動）</td> <td>熔融式（手動）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1. 追越しのための右側部分はみだし通行禁止が新設される場所、年度内の再施工等は、常温式で施工することを考慮のこと。 2. 横断歩道、路面標示については、新設舗装の場合、公安委員会で実施する。 3. 3,000 台/日未満の中央線、車線境界線及び 3,000 台/日以上の外側線は、道路状況などにより、常温式を加熱式にすることが出来る。 4. 現道のラインの補修工事については、この表によらないものとする。</p> <p>2) 区画線の積算について材料及施工費は<u>北海道建設部の「道建設部策定単価」</u>によるものとする。</p> <p>3) 数量の算出の際、巻込部、バス停車帯部、道路取付のための控除等は、多少にかかわらず簡易的に考えてよい。（数量算出の簡素化）</p>	交通区分 区画線種別	3,000 台/日以上	3,000 台/日未満	摘要	中央線 車線境界線	加熱式	常温式		外側線	常温式	常温式		中央分離帯	加熱式	常温式		中央分離帯 (ハッチ)	常温式	常温式		横断歩道 ゼブラ・停止線	熔融式（手動）	熔融式（手動）		横断歩道枠	熔融式（手動）	熔融式（手動）		路面標示	熔融式（手動）	熔融式（手動）		<p style="text-align: center;">1 1 舗装工</p> <p>（中略）</p> <p>② 区画線の積算</p> <p>1) 区画線の使用区分について <u>新設または既設舗装面における区画線工の実施区分は次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 636 2555 1119"> <thead> <tr> <th>交通区分 区画線種別</th> <th>3,000 台/日以上</th> <th>3,000 台/日未満</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央線 車線境界線</td> <td>加熱式</td> <td>常温式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外側線</td> <td>常温式</td> <td>常温式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央分離帯</td> <td>加熱式</td> <td>常温式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央分離帯 (ハッチ)</td> <td>常温式</td> <td>常温式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断歩道 ゼブラ・停止線</td> <td>熔融式（手動）</td> <td>熔融式（手動）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断歩道枠</td> <td>熔融式（手動）</td> <td>熔融式（手動）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路面標示</td> <td>熔融式（手動）</td> <td>熔融式（手動）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1. 追越しのための右側部分はみだし通行禁止が新設される場所、年度内の再施工等は、常温式で施工することを考慮のこと。 2. 横断歩道、路面標示については、新設舗装の場合、公安委員会で実施する。 3. 3,000 台/日未満の中央線、車線境界線及び 3,000 台/日以上の外側線は、道路状況などにより、常温式を加熱式にすることが出来る。 4. 現道のラインの補修工事については、この表によらないものとする。</p> <p>2) 区画線の積算について材料及施工費は<u>物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の土木工事標準単価区画線工及び区画線工（北海道特殊規格）によるものとする。</u></p> <p>3) 数量の算出の際、巻込部、バス停車帯部、道路取付のための控除等は、多少にかかわらず簡易的に考えてよい。（数量算出の簡素化）</p>	交通区分 区画線種別	3,000 台/日以上	3,000 台/日未満	摘要	中央線 車線境界線	加熱式	常温式		外側線	常温式	常温式		中央分離帯	加熱式	常温式		中央分離帯 (ハッチ)	常温式	常温式		横断歩道 ゼブラ・停止線	熔融式（手動）	熔融式（手動）		横断歩道枠	熔融式（手動）	熔融式（手動）		路面標示	熔融式（手動）	熔融式（手動）		<p>土木工事標準単価への移行に伴う記述変更</p> <p>土木工事標準単価への移行に伴う記述変更</p>
交通区分 区画線種別	3,000 台/日以上	3,000 台/日未満	摘要																																																															
中央線 車線境界線	加熱式	常温式																																																																
外側線	常温式	常温式																																																																
中央分離帯	加熱式	常温式																																																																
中央分離帯 (ハッチ)	常温式	常温式																																																																
横断歩道 ゼブラ・停止線	熔融式（手動）	熔融式（手動）																																																																
横断歩道枠	熔融式（手動）	熔融式（手動）																																																																
路面標示	熔融式（手動）	熔融式（手動）																																																																
交通区分 区画線種別	3,000 台/日以上	3,000 台/日未満	摘要																																																															
中央線 車線境界線	加熱式	常温式																																																																
外側線	常温式	常温式																																																																
中央分離帯	加熱式	常温式																																																																
中央分離帯 (ハッチ)	常温式	常温式																																																																
横断歩道 ゼブラ・停止線	熔融式（手動）	熔融式（手動）																																																																
横断歩道枠	熔融式（手動）	熔融式（手動）																																																																
路面標示	熔融式（手動）	熔融式（手動）																																																																